

<p style="text-align: center;">改 正 後</p>	<p style="text-align: center;">(行政文書の作成等)</p> <p>第八条 「1」3 略」</p> <p>4 別表第一の第二欄に掲げる業務に係る行政文書を作成するに当たっては、歴史的緊急事態（国家及び社会として記録を共有すべき歴史的に重要な政策事項であつて、社会的な影響が大きく政府全体として対応し、その教訓が将来に生かされるようなものうち、国民の生命、身体及び財産に大規模かつ重大な被害が生じ、又は生じるおそれがある緊急事態をいう。）に 対応するために 行われた業務（軽微なものを除く。）の記録が、保存期間が満了したときには原則として国立公文書館に移管するものとして作成しなければならない行政文書に含まれることに留意するものとする。</p> <p>5 行政文書は、他の法令等の規定において書面等（書面、書類、文書、謄本、抄本、正本、副本、複本その他文字、図形その他の人の知覚によつて認識することができる情報が記載された紙その他の有体物をいう。第十条第三項において同じ。）により作成し、又は取得することが規定されている場合、当該行政文書を電磁的方式（電子的方式、磁気的方式その他の人の知覚によつては認識することができない方式をいう。以下この項、第十条第三項及び第十四条第二項第二号において同じ。）により管理することによつて事務の円滑な遂行に支障が生じるおそれがある場合その他特</p>
<p style="text-align: center;">改 正 前</p>	<p style="text-align: center;">(行政文書の作成等)</p> <p>第八条 「1」3 同上」</p> <p>4 別表第一の第二欄に掲げる業務に係る行政文書を作成するに当たっては、歴史的緊急事態（国家及び社会として記録を共有すべき歴史的に重要な政策事項であつて、社会的な影響が大きく政府全体として対応し、その教訓が将来に生かされるようなものうち、国民の生命、身体及び財産に大規模かつ重大な被害が生じ、又は生じるおそれがある緊急事態をいう。）に 政府全体として 対応する会議その他の会合の記録が、作成しなければならない行政文書に含まれることに留意するものとする。</p> <p>5 行政文書は、他の法令等の規定において書面等（書面、書類、文書、謄本、抄本、正本、副本、複本その他文字、図形その他の人の知覚によつて認識することができる情報が記載された紙その他の有体物をいう。第十条第三項において同じ。）により作成し、又は取得することが規定されている場合、当該行政文書を電磁的方式（電子的方式、磁気的方式その他の人の知覚によつては認識することができない方式をいう。以下この項、第十条第三項及び第十五条第四項において同じ。）により管理することによつて事務の円滑な遂行に支障が生じるおそれがある場合その他特別の事</p>

別の事情がある場合を除き、電磁的方式により作成し、又は取得するものとする。

〔6〕9 略〕

(行政文書ファイル保存要領)

第十四条 「略」

2 行政文書ファイル保存要領には、次に掲げる事項を記載しなければならぬ。

〔一 略〕

二 電子行政文書(電磁的記録(電磁的方式で作られた記録をいう。次条第四項において同じ。))である行政文書をいう。)の保存場所及び保存方法

〔三〕五 略〕

(移管又は廃棄)

第十五条 「1・2 略」

3 文書管理者は、前二項の規定により移管する行政文書ファイル等について、法第十六条第一項第一号に掲げる場合に該当するものとして国立公文書館において利用の制限を行うことが適切であると認める場合には、総括文書管理者の同意を得た上で、利用制限を行うべき情報が含まれている旨及び利用制限を行うべき理由を明らかにして、国立公文書館に意見を提出しなければならない。

4 文書管理者は、電磁的記録である行政文書ファイル等を国立公文書館に移管する場合には、暗証番号の設定、暗号化等の保護措置の解除その他の当該行政文書ファイル等を一般の利用に供する

情がある場合を除き、電磁的方式により作成し、又は取得するものとする。

〔6〕9 同上〕

(行政文書ファイル保存要領)

第十四条 「同上」

2 「同上」

〔一 同上〕

二 電子行政文書(電磁的記録である行政文書をいう。)の保存場所及び保存方法

〔三〕五 同上〕

(移管又は廃棄)

第十五条 「1・2 同上」

3 文書管理者は、前二項の規定により移管する行政文書ファイル等について、法第十六条第一項第一号に掲げる場合に該当するものとして国立公文書館において利用の制限を行うことが適切であると認める場合には、総括文書管理者の同意を得た上で、利用制限を行うべき箇所及び理由を明らかにして、国立公文書館に意見を提出しなければならない。

4 文書管理者は、電磁的記録(電磁的方式で作られた記録をいう。))である行政文書ファイル等を国立公文書館に移管する場合には、暗証番号の設定、暗号化等の保護措置の解除その他の当該行

ために必要な措置を講ずるものとする。

5
「略」

6|| 文書管理者は、移管した文書について法第十六条第一項の規定による利用の請求があつた場合において、国立公文書館から利用の制限に関する確認があつたときは、利用制限を行うべき箇所及び理由を明らかにするために必要な措置を講ずるものとする。

政文書ファイル等を一般の利用に供するために必要な措置を講ずるものとする。

5
「同上」
「項を加える。」

備考 表中の「」の記載は注記である。